

## [事案 2022-230] 配当金割増支払請求

・令和5年8月30日 裁定終了

### <事案の概要>

保険証券同封資料に記載されたとおりの一括受取金の支払い等を求めて、申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和62年8月に契約した定期保険特約付終身保険について、以下等の理由により、保険証券同封資料に記載された一括受取金に近い金額を支払ってほしい（請求①）。また、責任準備金は予定利率ではなく利率で対応してほしい（請求②）。

(1) 請求①について、契約時に説明された一括受取金額と実際の受取金額が大きく変わることの説明を受けていない。

(2) 請求②について、利率と予定利率の違いに関する説明を受けていない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 請求①について、一括受取金は、本契約を解約した時に受け取る解約返戻金と同じものであり、内訳として責任準備金と積立配当金を含んでいる。このうち、責任準備金の額は変動しないが、積立配当金は、契約後の配当金の支払状況により変動するものであり、契約時に確定したものではない。また、保障設計書等において、積立配当金は変動するものであり支払いが約束されたものではない旨、説明されている。

(2) 請求②について、予定利率の詳しい説明は、当社が説明義務を負う事項ではない。予定利率は保険料を算定する際の変数のひとつに過ぎず、当社としては、予定利率を適用した結果である保険料の額を説明すれば足り、それ以上については、顧客から質問等があった時に適宜対応すれば足りる。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、保険証券同封資料に記載されたとおりの一括受取金の支払い等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。